

平成26年度第3回原町区地域協議会

会議録

<地域協議会の日時・場所>

1 日 時 平成26年7月11日（金）

開始 9時00分

終了 11時10分

2 場 所 本庁舎4階 議員控室

【 会 議 録 】

1 開会

■総務課長

出席委員が過半数を超えていることから、本会は成立していることをご報告いたします。

【出席委員名】 9名

鈴木 進一、佐藤 吉子、早川 浩、高田 光吉、松永 雄一

木幡 泉、廣瀬 要人、島村 哲哉、濱須 弘仲

【欠席委員名】 6名

渡部 紀佐夫、佐藤 基行、宇野 正敏、山城 雅昭、山田 好伸、

今野 和秀

2 会長あいさつ

■会長

本協議会は今回が3回目となりますが、過去2回について真剣な協議が行われてきました。今後もさらにお互いの意見を尊重しあい充実した協議が行われますようお願い申し上げ、あいさついたします。

3 議事

(1) 会議録署名人の指名

■会長

会議録署名人の指名は木幡委員、廣瀬委員にお願いいたします。

(2) 書記の指名

■会長

次に、書記の選出に移ります。書記は和田主事にお願いいたします。

(3) 報告事項

- ①子ども・子育て支援新制度に係る基準（案）をパブリックコメントに付すことについて（幼児教育課）

■幼児教育課長

資料のとおり説明

■高田委員

全体的なところですが、市が定める基準は国が定める基準とほぼ100%同じですが、そうなった場合、現在の開設している施設がそれに適応するのでしょうか。

二点目に「1 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（案）」の5ページにあります「地域枠の受入れ」の現状について伺います。

三点目は、唯一国の基準と違う「4 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準（案）」のところで、「区分（保育必要量）②保育短時間」が、国の基準では48時間以上64時間以下、これに対して市は64時間以下と明記しているが、これはどういう理由があるのでしょうか。

また、「子ども・子育て支援新制度において南相馬市が条例で定める各基準について」の3ページの「(4) 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準」で、今までは入所申請の際に入所判定と認定が出るということでしたが、新制度では後ほど認定されます。これについてはどれぐらいの期間で認定されるのでしょうか。

また、別の案件にも関係するのですが、「2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）」の問題ですが、これについても開所時間に関する基準で1日3時間以上、休業日については8時間以上、これの現状と南相馬市の現状と比較した際にどうなっているのか以上を質問したいと思います。

■幼児教育課幼児育成係長

今回定める基準、国が示す省令に基づき、ほぼ同じ基準に定めるということで実態はどうかというご質問ですが、この制度はすべからく市内の教育保育施設である事業者の方がすべて100%移行するというわけではないことをご理解いただければと思います。

これは事業者が新しい制度に移行するかしないかを決めていただくものです。新しい制度に移行する場合は、地域型保育事業については今回策定する、設備等の認可基準に沿った施設を整備していただく必要があります。

保育所・幼稚園関係につきましては、現在それぞれ都道府県の認可を受けて運営している設備です。これらの設備も児童福祉法人に定める最低基準に基づき整備されて、それらの内容を確認した上で認可されて運営している施設です。確認する基準についても、現行の基準を踏まえて設定されており、私立幼稚園については新しい制度にのるかのかという事業者の判断もありますが、実態としては、国の示す基準でいけると判断しているところでは。

続きまして二つ目「地域枠の受入れ」の基準についてですが、主に会社の中で従業員の子どもを見ることが事業所内保育事業ということになります。現在運営されているのが三恵クレアポシエットで、従業員以外の子どもも受け入れているという実態があり、国で定めるのは事業所内保育ですから会社の子どもの保育を優先しつつ、地域の子どもも受け入れられるような事業を行うのが趣旨となります。

三点目の保育の必要量の就労時間についてですが、国においては、全国の運用されている就労時間の下限をどの自治体もおおむね一か月当たり48時間から64時間と定めて運用しています。幅を持たせているのはそれぞれの地域の実状に応じてということであり、詳細の下限時間についてはそれぞれの自治体で定めるということです。

市としましては、現行保育にかける入所要件の最低就労の下限が一日当たりの実働4時間に一か月16日をかけあわせると64時間になり、これを上げるとことは就労時間がもっと長くなり、下げるとことは一か月当たりの就労時間が短くなるということになります。そこで64時間の下限についても保育所に入るという方の要望が多くございまして、これを下げるとことはもっと希望者が増えるということであり、一部公立保育園が休園している状態ではありますが、現在保育園の入所率がおおむね震災前と比較しても遜色ない程度の在園児数もいるということであり、現行としては今運用している64時間に定める予定ということでもあります。

四点目の入所判定と同時に今までやっていたのが、今回は別々にその期間を設けるのかということですが、国で示している利用手順をイメージ化すると、まず保護者の方から保育の必要性の認定をいただき、その申請に基づいて市町村が必要性を認定する。その後認定書を交付して、希望する施設に申し込むということになりますが、これについては手続きが完全に分離しているわけではなく、市町村によって同時に手続きが可能というものです。現行でいきますと、保育園に入所するまでの入所の決定については、入所希望日のおおむね二週間前から利用調整を始めます。新しい施設についても国では申請があつてからおおむね30日以内には決定を示すということで、この辺の期間についても、現行の期間と比較検討していきます。

■ 幼児教育課長

五点目の放課後児童クラブについてお答えします。現在市では直営の部分と

高平児童館と仲町児童館の二つについては社会福祉協議会に委託している部分がありますが、その他の15の児童クラブは市で管理運営しています。基準の1.65㎡を満たしていないものは、鹿島小学校内でやっている鹿島児童クラブと八沢小学校の体育館を借りている八沢児童クラブの二か所です。それ以外については1.65㎡を満たしている状況です。

■高田委員

例えば新しい基準で不可能と判断すればその施設は、極端な話閉鎖ということになりますが、そのような事態は全く心配ないということでしょうか。

■幼児教育課長

事業を撤退するということについては、今はお答えできません。新しい制度になるということの一つには、現行では、保育園は国、県、市の公費をそれぞれ負担して民間の保育園運営をしております。私立幼稚園については独自ですけれども、いわゆる認可外保育施設のひまわり、子どもの家、三恵クレアポシェットなどがありますが、この制度にのらなければ今までどおりの運営をするようになります。公費給付でなければこれまで同様、私立幼稚園であれば県の私学運営費の補助がそのまま残り、新しい制度の中で事業主が判断するものですが、一概に撤退しないと言い切れず、撤退する事業者も出るのではないかと懸念しております。認可外保育園を経営されている個人事業主もおりますので、こういった方々のうち閉鎖するものも出てくるのかもしれない。

■廣瀬委員

産みやすい、育てやすい環境づくりは桜井市長第二期目の大きな政策ですので、今回子ども・子育て支援新制度の見直しを諮るということはタイムリーだと思っています。

震災によって震災弱者である子どもが大きな影響を受けているということとは皆さんご承知のことかと思いますが、先ほどのほぼ100%国の基準通りであるという説明がありましたが、南相馬市独自の基準、配慮が多々あるのではないかと考えています。したがってパブリックコメントを求めるにあたって、国の基準はこうである。南相馬市の基準はここまで広げていますよ、こういう特色を出していますよということを明確にして市民に周知すべきではないかと考えておりますので、その辺の見通しについて伺いたいと思います。

二点目に、今回震災によって子どもが厳しい状況に追いやられていることから、南相馬市としても十分にその辺を配慮しながら新制度の制度設計をしていただきたいと思います。例えば3ページの(2)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準の対象基準につ

いてですが、「保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に」とありますが、この「等」が市の特色を出すことを求めています。各市町村でここに工夫を入れています。南相馬市としてはどのような条件を持ったものも受け入れる方針なのか、わかる範囲で結構ですのでご説明いただければと思います。

■幼児教育課長

一番目の基準のとらえ方ですが、国の基準と現在実施している南相馬市の基準を比較して、どちらが素晴らしいサービスか検討した上で国の基準とし、さらに一部ではございますが市の基準を今回提示します。パブリックコメントで同じ基準ではなくてさらに上乘せしたような基準の必要性などの意見を求めるために今回広く市民からの意見をいただくことになります。

二つ目の放課後児童クラブの就業等についてですが、自営業も含め働きに行って家で誰も見る人がいないのは当然放課後児童クラブの入所要件になります。また、これまで児童クラブは小学校3年生まででしたが、小学校6年生まで拡大となります。ただ、これまで入所していた要件がゆるくなるということではありませんが、小学3年生までだったものを6年生まで拡大してより広く入所できるような体制にしていきたい考えです。

■廣瀬委員

就労等の等の部分にこだわる理由は、南相馬市には被災により避難している世帯がかなり多いので、震災前に比べて子どもの家庭における環境は極めて厳しくなっています。そういうことを踏まえると放課後児童クラブは、就労にこだわると子どもの健全な育成を担保できない部分も出てくるのかなと思っています。したがって、この件については十分配慮しながらご検討いただければと思っています。

もう一点追加させていただきます。パブリックコメントは広報によって周知すると思いますが、必ずしも広報が市民に周知する方法としてはベストではないと思っています。若い人など特に市外に避難している人はホームページをかなり見ているので、複数のチャンネルでの周知を図っていただきたいと要望します。

■幼児教育課長

一番目の放課後児童クラブについてですが、ご指摘のとおり震災後家庭環境がかなり変わっています。大家族で暮らしていた世帯が、やむなく仮設住宅で何カ所かに分かれて、おじいさんやおばあさんと一緒に住んでいない家庭も多くなっています。その辺も申込時に事情を聞きまして、杓子定規ではなく柔軟に対応していきたいと思っております。

■幼児教育課長補佐

二点目の周知の方法については、7月15日号の後方に掲載し、ホームページにも載せる準備をしています。

■松永委員

省令を踏まえて基準を定めるということですが、この南相馬市の特殊な事情を考えるとパブリックコメントに省令をはみ出してしまうような意見が出た場合、例えば子育て特区のようなものまで考えていくような気構えはあるのか、又は、あくまで内閣府が決めた省令の枠の中でやっていきたいと思っているのかどうかお伺いしたいと思います。

■幼児教育課長

市としましては、国の基準が示されて、それを十分に協議し国の基準通りということでパブリックコメントに出す予定ですが、今後市民から意見が出た場合には、修正をしながら議会に提案していきたいと思います。なお、全国の市町村ではほとんど国の基準通りで提案される予定です。国としては、給付するにあたっては全国の何千の市町村がバラバラだとなかなか給付作業ができないデメリットがあるのではないかと思います。これまでに制定した市町村をみますとほぼ国の基準通りとなっており、そういった特区など国の基準を上回る内容はトップの判断になるかと思います。

■島村委員

今の時点でできるだけ意見をして、一旦これで決まるということですが、時間が経つと社会情勢や南相馬市の生活環境も変わってくると思います。一回決めたらなかなか変えることは難しいとは思いますが、見直しについて考えはありますでしょうか。

■幼児教育課長

スタートした後に、実態に合わせて随時検討していきます。

■鈴木会長

「1 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準（案）」の中で、国に従うべき基準、それ以外の事項は参酌すべき基準とありますが、もう少しわかりやすくいうとどういうことなのか。（従）は必ずこれに従わなければならないのか、（参）は各自治体がこれを参考にして、ある程度はみ出ているですよというものなのか。その辺の基準について説明をいただきたいと思います。

二点目は、資料の「こども・子育て支援に関する各種整備・運営基準関係条例（案）について」の（1）イの事業内保育事業に労働者の子どもとあります。ウでは3歳未満児、エの居宅訪問型保育事業の中で、乳幼児の居宅とありますが、乳幼児というのは小学校就学前の幼児全てを含むと理解してお

けばよいのか、それとも別の規定があるのか。このように何種類か出てきているので使い分けなどあれば教えていただければと思います。

■幼児教育課幼児育成係長

一点目の（従）と（参）の違いについてですが、従うべき基準というのは条例で示されている基準を尊重して踏まえたもの。参酌すべき基準というのはある程度の国の基準を示しますが、地域の実状を加味して幅を持たせてもいいものです。

二点目の資料1の内容につきましては、地域型保育事業については、0歳から3歳未満児で事業を行うのが前提となっておりまして、それを行う事業者に対して公費給付をしていく制度です。使い分けについては、基本的には0から3歳未満で、特例的に4、5歳児の受入れができるのが地域型保育事業の大きな制度の中身になっております。

続いてエの居宅訪問型保育事業についてですが、公費給付の前提となるのは3歳未満の子どもさんの住居に保育者が出向いて行う事業で、基本的には3歳未満の子どであり、それぞれ根拠法令に基づく表記となっています。

■鈴木会長

今の説明の中で、居宅訪問というのは身体的に障がいがあって公的な施設やグループの中で難しい子どもについて居宅訪問すると考えますが、0歳から3歳までと限定してしまうと小学校に就学する前の4、5歳はどうなるのか。そうしたときに南相馬市独自の施策を考えていくとすれば、その範疇にない4、5歳についてどうするかを含めて考えていくのが市の独自の条例であり、そういう細かいことを詰めて考えていく必要はないのでしょうか。

■幼児教育課幼児育成係長

まず新しい制度で地域型保育事業と特定教育保育事業に関しての基準ですが、簡単に言いますと地域型は3歳未満の保育を中心に、国が4つの事業を行います。特定保育施設というのがおおむね3歳から5歳、保育園では0歳から5歳ということになります。現行保育、幼稚園においても障がいを持っている4、5歳児のお子さんも現在在籍しておりますし、障がい児保育というものが実施されておりますので、それが新制度になったからといって変わるものではないと理解していただければと思います。

■鈴木会長

公的なところや民間のところに行ったときに、なかなか思うようにいかない子どもがいるとしたときに、市独自の施策として取り上げていくことが市民の生活を豊かにするのではないのでしょうか。

■廣瀬委員

3 ページ（2）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び

運営に関する基準についてですが、市では社会福祉協議会に仲町と高平の児童クラブは委託しているとのことでしたが、条例は委託している各児童クラブにもしほりがあるのかどうか。それとも独自にこれを参考にしながら社会福祉協議会で基準を設定していくべきなのかお伺いしたい。

■ 幼児教育課長補佐

制定予定の市の条例については、市内の事業者全てに該当する基準であり、二つの児童館の事業についても該当するものとなります。市の条例に基づきまして、条例の基準の範囲の中でそれぞれの事業所が取り扱うこととなります。

②南相馬市八沢児童クラブの設置について（幼児教育課）

■ 幼児教育課長

資料を基に以下のとおりに説明

まず冒頭に、報告事項でお示ししておりますが、本来ですと公の施設として条例制定しましたので、報告のみではなく、鹿島区へは諮問すべきだったものを諮問できなかったことについて、まずはお詫び申し上げます。

そこに至った経過ですが、八沢児童クラブは国で示している基準を満たしていない臨時の児童クラブです。公益社団法人セーブ・ザ・チルドレンですが、震災前はアジア、アフリカ等海外の恵まれない子どもたちの支援をしていた団体で、震災後、海外から国内の支援にシフトし、特に震災で大きな痛手を受けました岩手県、宮城県、福島県の3県に集中して支援をするような方向転換した支援団体です。昨年来、南相馬市の児童クラブの実態をつぶさに見学し、八沢児童クラブのような狭いところで子どもたちが過ごすのは環境的に厳しいとのことから、支援したいという申し出が昨年あったところです。

児童館ではないので、公の施設として条例制定までは必要ないのかと思っておりましたが、独立した施設ということで公の施設という扱いになりました。

地元の企業を使って支援したいということでしたが、なかなか事業者が見つからず、業者と工期が決まらないまま3月議会を過ぎ、9月の議会では8月の二学期の改修に間に合わないというような事情もあり、鹿島区へは報告という形を取らせていただきました。誠に申し訳ございませんでした。

着手までの概要を簡単に申し上げましたが、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレンは自己資金で運営している団体ではなく、企業から募金を集めて支援している団体で、本件の放課後児童クラブについてはある企業の絶大なる支援をいただいて、福島県内でいわき市と南相馬市の二か所で約一億円の支

援となっております。

八沢児童クラブは現在17名ほど登録しておりますが、規模的には今回建設される施設は定員を30名としております。面接から逆算しますとおおよそ39名までいられるような大きな施設となっております。

八沢小学校は震災前110名ほど小学生が通っていましたが、現在90名を割っております。海岸沿いの家庭が津波等で引っ越され、さらには少子化等もありまして、現在88名の3割程度まで十分対応できる施設と考えております。

場所等については八沢小学校の南側に八沢幼稚園があります。西側に砂利敷きの駐車場がありますが、その駐車場を挟んで道路の北側にそろばん教室があります。その民間の土地を無償でお借りして建設するものでございます。

他の児童クラブでも設置しておりますが、気分が悪くなった子どもを静養させる休憩室を西側の角に設けております。事務所、公共下水を使用したトイレ等についても設置することとなっております。

■高田委員

冒頭に課長からお話しがありましたが、地域協議会のあり方に係る問題ですので、あえて繰り返して申し上げたいと思います。

本来は、この種の案件に関しては、地域協議会に予め意見を聞くというものに含まれています。言葉で整理するなら解釈が不十分だったことによる市の不手際ということになると思います。

議会は既に上程されて通っているわけですが、本来は事前に鹿島の地域協議会にかけて、意見を集めて議会にかけるという内容ですが、今お話しにあったような状況で全部スルーしました。議会に対しても今話したような内容についての説明がなかったため、委員会についても内容についての質問はありましたが、手順等については議員も質問のしようがなかったようです。

そういう意味ではたまたまわかりましたが、今後の問題も考えるときちっと整理していかないと、今後こういう問題が起こることはないと思いますが、地域協議会そのものの必要性にも疑問を感じますので、少なくともこのような問題はあってはならない問題だと思います。

先ほど冒頭にありましたけれども、本来は地域協議会の担当も経過について謝罪があつてしかるべき問題であると思います。

具体的な内容についての質問ですが、この経過を見ると26年4月から支援団体から工事計画概要について提示があったとのことですが、この施設の概要については、市の方で要請したものなのか、それとも一方的に示されたものなのか。

二つ目は土地の問題です。無償とのことですが、無償と言いながらも期間というものはあると思います。心配しているのは、建物は寄贈なので経費はかからないが、ただ安全面等考えて市からも持ち出しがあるということで条例制定の際に議会で上程されたわけです。例えば無償で貸したが、途中で返還を求められた場合、これを移転するなどの事態が起こり経費はかかってきますので、無償と言いながらもどういう契約になっているのか説明願います。

また、児童数の制限については説明がありましたが、資料の2ページ最後の2. 16㎡の算出根拠を説明願います。

■総務部長

高田委員からのご指摘はごもっともでございます。先ほど担当課長からお話しもありましたように、そもそも公の施設としての認識がなかったということでございます。

6月議会では上程したわけですが、それも日程ギリギリの議会上程でした。二学期からの使用開始を目指してやってきたわけでありまして、手続きにつきましては、公の施設の設置或いは廃止については地域協議会の意見を予め聞かなければならないと定められておりますので、今後このようなことのないように、諮問すべき事項は諮問し答申いただく、協議すべき事項については予め提案を申し上げながら協議し意見をいただきながら進めたいと考えております。今後このようなことのないようにいたしますので、ご了解をいただきたいと思います。

■幼児教育課長

土地の問題ですが、本来ですと市の市有地に建てたかったが、八沢小学校では体育館を新しく建設しておりまして、これまであった校庭の一部をつぶし設置したところです。学校の敷地内に100㎡程度の建物を改めて建てるためには敷地がどうしても見つからず、なるべく小学校から近い土地を提供していただいた実状となります。

契約は10年契約となります。10年後にどうしても返して欲しいとなれば、契約ですからやむを得ないと思いますが、契約は10年ですが永久にお貸ししますとの言葉をいただいております。

また、定員30人ですが、広さ64.9㎡を国の基準で割ると39名となりますが、最初から定員いっぱいではなく現在20名にも満たない小さな児童クラブですので、30名ということで余裕を持った設定にしたところです。

施設の内容ですが、中身、大きさ、トイレ等全て市の条件をのんでいただきました。

■広瀬委員

児童クラブは最低職員2名以上で、1名は有資格者ということになってい

ますが、職員の確保は大丈夫なのか伺いたいと思います。

なお同敷地内の場合には、敷地内の施設の職員からの応援も可能であるとの基準もあるようですが、今回の場合は八沢小学校外に作っておりますので、これは適用されないのかなと思います。したがって市独自で2人以上の職員を確保しなければならず、特にこういう状況ですので有資格者の職員の確保に見通しがついているのかどうか伺いたい。

二点目は費用についてですが、基本的に保育所、幼稚園等については無料になりますが、児童クラブについても教材費やおやつ代等は無料となるのか、それとも受益者負担になるのか、市で予算化するのか細かいところではありますが、伺いたいと思います。

■幼児教育課長

まず職員の確保ですが、現在八沢小学校の体育館をお借りして、臨時ではございますが、2名の職員を配置しております。その2名をそちらの方に配置する予定です。なお、そのうち1名は有資格者でございます。

また、費用ですが、学校と違い授業は一切ございません。傷害保険料が年800円かかるのですが、市で600円負担し、個人負担としては200円をいただいております。おやつ代は震災前には個人負担で徴収しておりましたが、震災後はおやつを廃止しております。ただし、企業からの支援でおやつ等をいただく場合がありますので、月に一度とか長期休みなどに配布しています。おやつを今後出すか出さないかについては、スポーツ少年団やクラブなどでも出していないことから、児童クラブだけ負担金をもらって出すということになるとバランスが取れないため出していませんが、要望等があればそれも検討したいと思います。ただ、ある先生の指導ですと、子どもがお腹空いたら家庭に帰るのが一番ということもありまして出しておけません。教材費については使用しておらず、遊び道具やおもちゃについては市の負担で揃えております。

■高田委員

建設費用ですが、フェンスは本市で設置とありますが、フェンスの金額も支援に入っているということでしょうか。

二点目は、この場所は駐車場は確保されているのでしょうか。

■幼児教育課長

当初予算では120万ほど計上しておりまして、支援の金額にフェンス代は入っておりません。さらに管理運営費として人件費は先生方が移動することになるので、新たに発生する人件費ではありません。

駐車場につきましては、幼稚園の舗装していない駐車場が西側にあるのですが、送り迎えについてはこちらの幼稚園の駐車場をお借りし、新たな駐車

場は設けておりません。

■濱須委員

数字上では児童数が減ってきていますが、これから5年後ぐらいの児童数は見えてきているのかなと想像しますが、今後の見通しとして人員の配置の問題等あると思いますが、どの程度児童数の増減を見込んでいるか参考までにお伺いしたいと思います。

■幼児教育課長

児童生徒の推移は難しい問題で、市の総合計画を作成中ですが、一番頭を悩ましているのは5年後、10年後、30年後に人口がどのように変化するかのとらえ方です。特に震災後ですと、もともと市内に住んでいた人がどれだけ帰還するのか、津波で帰れない地域の人達もいて難しい問題です。

八沢小学校は約90人ですが、仮に3割増えても27人であり、その程度がピークと考えています。

■幼児教育課長補佐

資料2ページの2. 条例で定める基準についてのところで、「条例で定めるに当たっては、省令で定められている「従うべき基準（地域の実状に応じて上回る基準を定めることができる。）」の部分について補足説明します。

従うべき基準については、従うべき基準というのはさらに良くすることができるということで、最低限の基準でそれを上回る基準は市で独自に決めることができるということです。

■鈴木会長

例えば、「2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設置及び運営に関する基準（案）」の教員数のところで、「放課後児童支援員数は、「支援の単位」ごとに2人以上配置することとし、うち1名を除き補助員でも可」とありますが、このことをより良いということであれば3人以上配置として良いということになりますね。

その下に「支援の単位」の規模ですが、児童数は、おおむね40人以下とするとあります。これをおおむね30人以下とすると、少人数対応ですので子ども達にとっては手厚い保育ができることになり、そのように子ども達あるいは保護者にとって有利なように拡大解釈をしてよいのでしょうか。

（従）、（参）について具体的な数字を使って説明していただけますか。

■幼児教育課長補佐

今の例で申しますと40人以下ですので、39人でも30人でも範囲の中に入ると解釈しています。50人、60人ですと、範囲外ととらえております。

■鈴木会長

参酌する意味をはっきりしておきたいのですが、おおむね40人以下ということであれば、きっちり40人以下ではないということですから、おおむね45人以下には解釈できないでしょうか。

■幼児教育課長

参酌の考え方ですが、法令の基準を十分に参照した結果、地域の実状に応じて内容を定めるということは容認されるという定義となっておりますので、先ほどお話しがあった、おおむね45人であるとか43人ですとか、それが地域の実状ということであれば認められると解釈しています。それが例えば50人となった場合、地域の実状としてどうなのかというところについては検討しなければなりません。

■鈴木会長

従うべき基準と参酌すべき基準の違いはどこでしょうか。

■幼児教育課長補佐

従うべき基準は法令に適合しなければならない基準であり、参酌すべき基準は十分に参照しなければならない基準で、地域の実状にならって、異なる内容を定めることは許容している事項です。

■広瀬委員

条例で定める基準は最低限国の基準を満たさなければならず、もう一つは地域の実状に応じて国の基準を上回った基準を定めてもいいという特例を認めているということではないでしょうか。

したがって南相馬市でももう少し子ども子育て環境づくりをしていきたいということであれば、国の基準を上回る基準を設定することができると理解してよろしいでしょうか。

■幼児教育課長補佐

国の基準よりも上回る基準を設け、充実をはかる可能な制度となっております。

■高田委員

市としては、あくまでも国の基準に沿って提案されています。そうするとその事例が発生した段階で判断することになります。あくまで基準はこれでいき、具体的にその都度判断することなのか、それとも表には出ないけれどもある程度の幅については考えているということなのか、その都度になってくると問題が出てくるのでは、提案としてあやふやではないでしょうか。

■幼児教育課長

条例で定める部分については、基本的な内容の部分で、細部にわたる部分については規則や要綱で決めて運用していきたいと考えております。

■早川委員

従うべき基準、最低限守っていただくべき、守るべき事項を上回る内容については、その実状に応じて対応してよろしいと解釈しています。

この問題についてはこのあたりでよろしいのではないのでしょうか。

③南相馬市水産業共同利用施設（漁船保全修理施設）の設置について（鹿島区産業建設課）

■鹿島区産業建設課農林水産係長

資料のとおり説明

■高田委員

条例の内容について質問したいと思います。4ページ第9条で、指定管理者が関連するということになります。市は指定管理者を信頼してやっており市としてはチェックしていないということでしょうか。

第12、14条のこの限りではないとあるが、具体例を教えてください。

それから第23条3項で利用料金は前納とのことですが、「指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。」、第25条についても、「指定管理者が特別な理由があると認めるときには、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。」とありますが、具体的にどのような場合に該当するか事例をあげて説明をしていただきたいと思います。

■鹿島区産業建設課農林水産係長

第9条については、目的外使用をしてはいけないということで指定管理者に徹底していただきたいということです。

第12条については、損害を回復しなければならない場合とあるが、明らかに使用者の差異によらない事故等などの場合になります。

また第14条につきまして、指定管理者については公募しなければならないとありますが、ある団体以外管理することが適切ではない場合は公募ではなく指定で募集をすることができるというものになります。

第23条については、船が壊れ急な修繕を行わなければならない場合などは、修繕の後に料金を後納していただくことになります。

第25条については、基本的には料金は一度収めたら返還とはなりません。例えば指定管理者に差異があった場合、料金を返還することも考えられると整理しております。

■高田委員

例えば、第23条で市長の承認を得て定めるとあるが、第25条は指定管理者の判断だけで、市長の承認を得てとは入っていません。これは不備ではないのでしょうか。

■鹿島区産業建設課農林水産係長

第23条の市長の承認を得て定めるのは料金の設定についてでありまして、指定管理者については、今回定めました料金の範囲内であれば指定管理者が市長の承認を得まして定めることが可能であります。

第25条の返還するかしないかは、指定管理者の業務ということで、第23条とは違いがあります。

■高田委員

第23条については前納、後納のいずれかで納めるわけです。第25条については返還ですから、全部又は一部を返還することができるということで、指定管理者単独の判断で返還することができます。前納、後納はいずれにしても納めるわけですから、返還については指定管理者が単独で判断できるというのは、具体的な事例で説明していただかなくてはわかりません。

■鹿島区産業建設課農林水産係長

例えば、前納して天候などの状況で修繕などが行えなかった場合は返還等も検討できるような内容となっております。加えまして、自然災害などの不慮の事態を想定しております。

■高田委員

第28条で必要な事項は規則で定めるとありますが、今言ったようなものは規則に入りますか。

■鹿島区産業建設課農林水産係長

この規則の第7条に、

- (1) 指定管理者において施設の管理上必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき
- (2) 利用者の責めによらない理由により施設を利用できないとき
- (3) 利用開始の日前10日までに利用の取り消しについて届け出があったとき
- (4) 利用開始の日前10日までに許可事項の変更の申請があり、指定管理者の許可を受けたとき

というように整理しております。

■広瀬委員

ご承知のとおり、烏崎地区は壊滅状態になったわけですが、この鹿島漁港を母港とする漁業者はどの程度あるのか参考までに伺います。

■鹿島区産業建設課農林水産係長

震災前は75人、震災後は60人です。

■広瀬委員

漁業従事者ということではなく、今回の震災で廃業した人もかなりいるはずだと思います。今後継続して烏崎漁港を使用する漁業者を市としてどの程度把握しているのか伺います。

■鹿島区産業建設課農林水産係長

現在60人ですが、最終的には後継者育成も含め震災前の75人程度にしたいと考えます。

(4) その他

事務局より説明し下記のとおり決定

①次回地域協議会日程について

8月11日(月)午後1時30分から

②委員提言について

事務局との連携について説明

③視察研修について

10月～11月に実施

■会長

その他なければ、以上で本日の日程は全て終了いたします。

4 閉会

以上のとおり相違ありません。

会

長

鈴木進一

会議録署名人

木幡 泉

会議録署名人

戸瀬 要人